

9. 維持保全の方法

- ◆ 維持保全の方法が当該住宅を長期にわたりの良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 点検の項目及び時期が定められたものであること
 - 点検対象：①構造耐力上主要な部分
②雨水の浸入を防止する部分
③給水または排水の設備
- ◆ 建築の完了又は直近の点検、修繕若しくは改良から10年を超えないものであること。
- 点検の結果を踏まえ、必要に応じ、調査、修繕、改良を行うこととされていること
- 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること
- 住宅の劣化状況に応じ、維持保全の方法について見直しを行うこととされていること
- 長期優良住宅建築計画の変更があった場合、必要に応じ、維持保全の方法を変更することとされていること

◆ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること

◆ 資金計画が住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するために適切であること

 **ハウスプラス住宅保証株式会社**



地域工務店様の

長期優良住宅・瑕疵保険・住宅性能評価・フラット35
の対応を、トータルでご支援申し上げます

〒105-6126

東京都港区浜松町2-4-1

世界貿易センタービルディング26階

Tel: 03-5777-1434

Fax: 03-5777-2926

E-mail: info@houseplus.co.jp

ホームページ: <http://www.houseplus.co.jp/>

 **ハウスプラス住宅保証株式会社**

10. 資金計画

1) 適用範囲

『新築住宅』

※新たに建設された住宅で、また人の居住の用に供したことの無い住宅
(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)

2) 認定基準

■ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条

第1項又は第2項による申請

＜建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること＞
第6条第3項による申請

＜建築を確実に遂行するため適切なものであること＞

 **ハウスプラス住宅保証株式会社**